

京都市告示第160号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 7月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西ノ京経119 号線	中京区西ノ京藤ノ木町2番地の12地先 内	旧	メートル 48.00	メートル 3.95 ~ 4.35
		新	46.40	6.00 ~ 9.00
太子道	右京区花園春日町23番地の1地先から 同町9番地の7地先まで	旧	メートル 13.70	メートル 4.70
		新	13.70	6.01

(建設局土木管理部道路明示課)